

第795回三沢市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和5年2月10日(金) 午後1時30分
2. 閉会の日時 令和5年2月10日(金) 午後2時20分
3. 開催の場所 三沢市役所 別館4階 第1研修室
4. 出席した委員(番号1から14)及び推進委員(番号15から20)の氏名
1 佐々木 和枝 2 立崎 京子 4 川嶋 敏明
5 一戸 実 7 新堂 政登 8 千葉 準一
9 中村 均 10 北澤 邦彦 11 浦田 秀人
12 種市 廣 13 宮古 久光 14 古田 武信
15 赤沼 成人 16 沼山 英明 17 葛巻 広行
19 月館 操 20 駒澤 慎
5. 欠席した委員及び推進委員の氏名
3 月館 啓三 6 門上 牧夫
6. 会議の事務に従事した職員の職氏名
○ 参 与・・・局 長 小島 一人
次 長 山本 誠
係 長 小比類巻 浩

○ 会議書記・・・主 事 熊野 健太
7. 議 案
【議案第1号】農用地利用集積計画の作成に係る利用権貸借の要請について
【議案第2号】農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
【議案第3号】農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定について
【議案第4号】特定農地貸付けの承認について
【議案第5号】令和5年度農作業労働賃金標準額の設定について
【議案第6号】三沢市農業委員会事務局職員の定期人事異動に係る人事交流の協議について

議事の概要

事務局

ただ今より、令和5年2月1日に招集通知をいたしました、三沢市農業委員会、第795回総会を開会いたします。

本日出席の委員数は12名で、2名の欠席となっておりますが、三沢市農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。なお、欠席となるのは、3番 月館 啓三委員、6番 門上 牧夫委員でございます。また、推進委員につきましては、全5名の出席となっております。それでは、お手元の次第に基づいて進めさせていただきます。始めに、新堂会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

委員の皆さんには、御多忙のところ、第795回総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。この冬も正月明けから雪が多く、まだまだこれから続くと思われませんが、昨年続き農業分野の関係でもハウス等の崩壊被害等が懸念されますことから、皆様におかれましても十分に注意しながら活動されるようお願いいたします。

さて、ご存じのこととは思いますが、国では来年度、水田の畑地化を促す事業を拡充するとの報道発表等があったところです。内容は土地改良区への決裁金などの支援も盛り込まれておりますが、皆様におかれましても機会を見つけて内容等を確認いただき、周辺農家等より相談があった場合は農業者の代表として、適切な助言やアドバイスをしていただければと存じます。

また、まだまだ世の中がコロナ等で落ち着かない状況ですが、年度末を控え、さらにあわただしくなってくるものと考えられます。そのような中、どうか皆さんには、営農及び委員会活動については、これまで同様のご協力をお願い申し上げまして、挨拶といたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、三沢市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は新堂会長にお願いいたします。

会 長 それでは、議事の進行役として、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長 議事録署名者を議長が指名することに、ご異議ございませんか。

異 議 な し

議 長 ご異議なしと認め、5番 一戸 実 君、11番 宮古 久光 君を指名いたします。
参与・書記には、事務局長ほか、職員を任命いたします。
次に会期の決定を行います。
お諮りいたします。総会の会期は、本日一日限りとすることにご異議ございませんか。

異 議 な し

議 長 ご異議なしと認め、総会の会期は、本日一日限りと決定いたします。議案審議に入る前に、報告事項がありますので、事務局長から報告願います。

局 長 報告の前にお詫びがあります。
1月6日から2月6日まで、次期の委員と推進委員の募集をしましたが、その募集をするというお知らせを12月総会で怠ってしまいました。皆さんの手続きに影響があったと聞いておりますので、お詫びいたします。申し訳ありませんでした。

それでは、2ページをお開き願います。

報告第1号のうち、初めに1月13日から2月10日までに行いました主な業務についてご報告いたします。

1月20日に、令和4年度第2回県農業会議臨時総会が書面決議にて行われております。

1月27日に、令和4年度第3回上十三地区農業委員会連絡協議会会長・事務局長会議が十和田市で開催され、会長と私が出席しております。

2月3日に第795回総会の議案検討会を開催しております。本日、第795回総会を開催しております。

次に、1月の事務処理状況についてご報告いたします。

3条、権利の移転につきましては市の関係が2件の3万5,970平米でした。3条の3第1項、相続の届出は9件で、34万4,763平米でした。

転用につきましては、4条の案件が1件の330平米、5条の案件が1件の661平米でした。貸借の解約は4件で、3万865平米でした。内容につきましては報告第2号で説明させていただきます。ここまでの合計は17件で、41万2,589平米となっております。

次に、現地調査につきましては3件で、内容につきましては報告第3号で説明させていただきます。

続きまして、2月11日から3月10日までの主な業務計画についてご説明いたします。2月14日に、令和4年度三沢市農業再生協議会第2回幹事会が市役所で予定され、私が出席予定です。

2月15日から17日、当委員会の県外視察研修が宮城県で予定され、委員及び事務局が研修予定です。2月20日に、県内農業委員会事務局長会議が青森市で予定され、私が出席予定です。

また、2月20日から21日、令和4年度上十三支部職員協議会視察研修が岩手県で予定され、事務局より参加予定です。

2月22日に、令和4年度三沢市農業再生協議会第2回通常総会が市役所で予定され、会長と私が出席予定、また、令和4年度三沢市農政審議会が市役所で予定され、会長が出席予定です。

3月2日に、県内農業委員会会長会議及び研修会が青森市で予定され、会長が出席予定です。

3月7日に第796回総会の議案検討会を予定しております。

3月10日に、第796回総会を予定しております。

次に、3ページをお開き願います。

報告第2号 農地の貸借の解約に係る通知についてご説明いたします。

番号1、字早稲田の畑2筆、合計で1万7,133平米、貸借契約を解約し、借人を変更するものです。

番号2、字早稲田の田1筆、4,641平米、貸借契約を解約し、売買の手続きを行うものです。

番号3、字淋代平の田2筆、合計で3,935平米、貸借契約を解約し、借人を変更するものです。

4ページをお開き願います。

番号4、字淋代平の田2筆、合計で5,156平米、貸借契約を解約し、借人を変更するものです。

次に、5ページをお開き願います。

報告第3号 農地の現況調査についてご説明いたします。
青森地方法務局十和田支局から照会がありました3件について、現況調査を行っております。

番号1、字早稲田の畑1筆、6,300平米、場所はやすらぎ苑北側になります。1月31日に古田委員、北澤委員が調査を行った結果、非農地判定の対象地となっており、山林原野化であるため、非農地である旨回答しております。

番号2、字古間木山の畑1筆、818平米、場所は旧柏崎興業株式会社になります。

1月31日に古田委員、北澤委員が調査を行った結果、昭和54年に5条転用許可を受けており、雑種地となっているため、非農地である旨回答しております。

番号3、古間木二丁目の畑1筆、496平米、場所は市営住宅古間木団地の北西になります。

1月31日に古田委員、北澤委員が調査を行った結果、平成元年に5条転用許可を受けており、宅地となっているため、非農地である旨回答しております。

6ページをお開き願います。

報告第4号 農地転用許可申請の取下げについてご説明いたします。

番号1、字堀口の畑1筆の転用許可申請について、先月12日の第794回総会で承認されましたが、一部書類の不備が発覚したことから、取下げとなったものです。

次に7ページから8ページになります。

報告第5号、借賃変更に伴う契約変更についてご説明いたします。令和5年1月20日付で公益社団法人あおもり農業支援センターから、表のとおり変更について通知がありましたので報告するものであります。

9ページをお開き願います。

報告第6号、下限面積の廃止についてご説明いたします。農地法第3条の許可要件として、当委員会では下限面積を5,000平米に設定しているところですが、この度、農地法が一部改正され面積要件が廃止され、令和5年4月1日より施行されることから、当市も設定下限面積を廃止することとなります。私からの報告は以上でございます。

議 長

それでは、これより議案の審議に入りますが、会議での発言は、三沢市農業委員会会議規則第9条第2項の規定により、議長の許可を受けてから発言することになっておりますので、ご協力願います。

議案第1号農用地利用集積計画の作成に係る利用権貸借の要請についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局

それでは10ページをお開き願います。

議案第1号農用地利用集積計画の作成に係る要請について、利用権設定の案件に関してご説明します。

番号1から13、字流平、字前平、三川目4丁目に位置する田5筆、畑16筆、合計21筆、82,578㎡を、1年間の賃貸借契約です。場所は、五日市青果周辺、前平地域周辺にそれぞれ位置しております。労働力、営農状況については特段の問題はございません。

番号14、淋代平の田1筆、3,039㎡を、10年間の賃貸借契約です。場所は、住友化学から東南に800㎡に位置しています。労働力、営農状況については特段の問題はございません。現地確認は、北澤委員、古田委員同行のもと、完了しています。以上です。

議 長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり、三沢市長に対し要請いたします。

次に、議案第2号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは15ページをお開き願います。

議案第2号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明いたします。今回の案件は1件です。

番号1、字堀口の田1筆、266㎡を、親戚間による贈与の申請です。譲受人は農家の方で、労働力については、申請者1名です。場所はスーパードラッグアサヒから南200mにあり、周辺農地への影響はないと考えられます。所有農地については、一部遊休農地となっていますが、今回の申請に合わせて解消する確約をいただいています。

なお、今回の件が贈与であることについてですが、譲渡人と譲受人は叔父と甥の関係にあり、別の土地において両者が相続権を持つ相続対象地があります。その土地については譲渡人に相続を進めるべく、今回の譲受人は相続を放棄することとしました。その代わりに、譲渡人が所有する今回の字堀口の農地を贈与で受けることとなったとのことです。

また、東側に隣接して譲受人の農地があることから、贈与完了後は1人の名義として一帯で利用しやすくなる状況でもあります。現地確認は古田委員、北澤委員同行のもと完了しています。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第3号農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定についてを議題とします。

番号1の審議にあたり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に、9番 中村 均 君が該当しますので、審議が終了するまで一時退席願います。

《中村委員一時退席》

議 長 事務局より説明願います。

事務局 それでは16ページをお開きください。

議案第3号農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定についてご説明いたします。案件の場所については、議案第3号資料でご確認ください。今回の件数は20件です。

番号1、字戸崎の畑1筆、419㎡、所有者は記載のとおり、今年度実施した農地パトロール調査において、原野化していることから日のうちの判定となりました。所在は細谷集落と広域農道との中間部分に位置しています。現地確認については、古田委員、北澤委員同行により、完了しています。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第3号、番号1は、原案のとおり承認することに決定いたします。審議が終了しましたので、9番 中村 均 君の出席を認めます。

《中村委員復帰》

議 長 続いて、番号2から20の審議に入ります。事務局より説明願います。

事務局 番号2から20まで所在は同じく字戸崎、細谷集落と広域農道との中間部分に点在しています。19件すべて都市計画の用途地域外にある畑です。面積は記載のとおりで、1番から393、376、355、400、390、400、348、34

市民農園の開設期間は、令和5年4月1日から令和5年11月30日です。

該当農地は市道に面した農用区域内に位置し、同法律施行令で定められた要件である、1区画の面積が1,000㎡未満、貸付期間5年以内という条件を満たしており、利用者の募集についても一般に広く募っています。

提出書類の内容についても、承認に必要な要件を全て満たしていると考えられます。現地確認は古田委員・北澤委員 同行のもと完了しております。以上でございます。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

北澤委員 広報では市民農園の中止と記載されていたが、この議題では開園するとある。どういうことか？

事務局 市で管轄していた市民農園は廃止され、今回の議案にあがっている市民農園は前回からの継続で実施するということであります。

北澤委員 わかりました。

議 長 他に質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長 次に、議案第5号令和5年度 農作業 労働賃金 標準額の設定についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは、資料19ページをお開き願います。

議案第5号令和5年度農作業労働賃金標準額の設定についてご説明いたします。

農作業労働賃金標準額におきましては、農地法第52条の規定に基づく、情報の提供という事から、毎年、農業委員会が公表するものです。これは、農作業労働賃金の取り決めをする際に目安とするものであり、拘束するものではありません。

対象となる農地の諸条件、当事者間の話し合いを通じて適正な金額を決めて下さいということです。

なお、設定額については、令和4年10月5日から青森県最低賃金が時間額853円に改定されたことから、1円単位を繰り上げた額である860円を基準として、水田での田植、除草、畑での一般作業をそれぞれ、6,640円、いずれも実働8時間で、賄いなしということで設定しました。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長 次に、議案第6号三沢市農業委員会事務局職員と定期人事異動に係る人事交流の協議についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは20ページをお開きください。

議案第6号三沢市農業委員会事務局職員の定期人事異動に係る人事交流の協議についてをご説明いたします。

事務局職員の定期人事異動につきましては、例年3月上旬頃に、三沢市長から人事交流についての協議の申し入れがありますが、その期日が不明であること及びその回答期限が極めて短いことなどの理由により、それに合わせて総会を招集するには時間的余裕がないことから、当該協議に対する委員会の意見としては、会長に一任するというものがあります。以上でございます。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおり承認することに決定いたします。

《全議案終了》

議 長

以上で、全議案の審議は終了となりましたので、三沢市農業委員会第795回総会を閉会いたします。

皆様のご協力、ありがとうございました。

以上、農業委員会等に関する法律第27号の規定により議事録を作製し、三沢市農業委員会 会議規則第13条の規定により、ここに署名する。

三沢市農業委員会会長

議事録署名者 番

議事録署名者 番